

栃木県いじめ防止基本方針

平成26年4月

栃木県

(改定 平成29年12月)

栃木県いじめ防止基本方針

(目次)

はじめに

- 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方
 - (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - (2) いじめの定義
 - (3) いじめの理解
 - (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ① いじめの防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対処
 - ④ 地域や家庭との連携
 - ⑤ 関係機関との連携
- 2 いじめの防止等のために栃木県が実施する施策
 - (1) 「栃木県いじめ問題対策連絡協議会」の設置
 - (2) 「栃木県いじめ問題対策委員会」の設置
 - (3) いじめの防止等のための施策
 - ① 県として実施する施策
 - ② 学校の設置者として実施する施策
- 3 いじめの防止等のために県立学校及び私立学校が実施する施策
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - ① 「学校いじめ防止基本方針」策定の意義
 - ② 「学校いじめ防止基本方針」の内容
 - ③ 「学校いじめ防止基本方針」の評価
 - ④ 「学校いじめ防止基本方針」策定の留意点
 - (2) 「学校いじめ対策組織」の設置
 - ① 「学校いじめ対策組織」の役割
 - ② 「学校いじめ対策組織」の周知
 - ③ 「学校いじめ対策組織」を構成する職員
 - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ① いじめの未然防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめに対する措置
- 4 県立学校及び私立学校における重大事態への対処
 - (1) 重大事態の発生と報告
 - ① 重大事態の意味
 - ② 重大事態の報告
 - (2) 重大事態の調査
 - ① 調査の趣旨及び調査主体
 - ② 調査を行うための組織
 - ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (3) 調査結果の提供及び報告
 - ① 調査結果の提供
 - ② 調査結果の報告
 - (4) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置
 - ① 再調査
 - ② 再調査の結果を踏まえた措置等
- 5 その他重要事項
 - (1) 基本方針の見直し
 - (2) 「学校いじめ防止基本方針」等の策定状況の確認と公表

栃木県いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期に発見、適切に解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要である。

栃木県では、児童生徒の尊厳を保持するため、国、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、県民総がかりでいじめの問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、以下の基本方針を定めるものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(法第2条第1項)

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。（法第2条第2項）

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(法第2条第3項)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「学校いじめ対策組織」という）を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじ

めに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」へ情報共有することは必要となる。

(3) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケートや教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であることから、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関

との連携を図ったり、地方法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

2 いじめの防止等のために栃木県が実施する施策

(1) 「栃木県いじめ問題対策連絡協議会」の設置

県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめの問題の対応についての連携を確保するため、学校、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、地方法務局、県警察などの関係者や、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体などを構成員とする「栃木県いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

また、「連絡協議会」での連携が、市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、市町村の教育委員会等との連携を図るものとする。

(2) 「栃木県いじめ問題対策委員会」の設置

「連絡協議会」との連携の下、県の基本方針に基づく県立学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、県教育委員会に、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家などを構成員とする県教育委員会の附属機関「栃木県いじめ問題対策委員会」を設置する。

(3) いじめの防止等のための施策

① 県として実施する施策

【財政上の措置・人的体制の整備】

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置及び人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

【通報・相談体制】

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・周知に努める。

【関係者の連携】

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会の間の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

【家庭への支援】

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

【幼児期における取組の推進】

いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取

組を促す。

【専門性の向上】

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実による教職員の資質能力の向上、児童・生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭、その他の教職員の配置、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校や市町村教育委員会の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講ずるよう努める。

【インターネット上のいじめへの対応】

インターネット上のいじめを監視する関係機関等との連携等、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。

【いじめの防止等のための調査・研究】

いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめられた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。

【県民への啓発】

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報、その他の啓発活動に努める。

【学校相互間の連携】

いじめられた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、それぞれの学校がいじめられた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。

【学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実】

定期的なアンケートや個人面談等、学校におけるいじめの実態把握に向けた取組の状況等を点検するとともに、教師向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実が図れるよう学校を支援する。

【学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制整備】

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体等との連携促進や、地域学校協働本部や放課後子供教室など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の整備に努める。

② 学校の設置者として実施する施策

県教育委員会は市町教育委員会とも連携協力し、私立学校の設置者は自らの権限と責任において、各学校が積極的にいじめのない学校づくりに取り組

めるよう努める。

【道徳教育及び体験活動等の充実】

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、各学校において、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実が図れるよう学校を支援する。

【いじめの防止活動の推進】

児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどといったいじめの防止に資する活動に対する支援や、児童生徒及びその保護者、並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や研修会の実施等、各学校が必要な措置を図れるよう支援する。

【定期的な調査】

各学校が、いじめを早期に発見するための児童生徒に対する定期的なアンケートや個人面談の実施等、必要な措置が図れるよう学校を支援する。また、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケートや個人面談の取組状況を把握しておく。

【相談体制の整備】

児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図るよう努める。また、児童生徒支援加配教員の配置を含むいじめの問題に対して適切に対応できる学校指導體制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図るよう努める。

【教職員の資質能力の向上】

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施や、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずるよう努める。また、全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう取組を促す。

【インターネット上のいじめの防止の啓発】

児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるように、必要な啓発活動を実施するよう努める。

【学校運営の改善】

教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、児童生徒支援加配教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導體制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

【いじめへの対処】

県立学校からいじめに係る報告・相談を受けたときは、必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。また、いじめへの対処の際に支援を行うことを予め周知しておく。さらに、報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

【学校評価】

各学校が、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価規準とするとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。

したがって、県教育委員会は、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的なアンケートや必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、必要な指導・助言を行う。

【教員評価】

教員評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。

したがって、県教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず迅速かつ適切な対応をすること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

【地域ぐるみで対応する仕組みづくり】

県教育委員会は、ふれあい学習などにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。また、学校が学校評議員や地域学校協働本部等にいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めるよう促す。

3 いじめの防止等のために県立学校及び私立学校が実施する施策

各学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ対策組織」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を講ずる。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

① 「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

各学校は、国の基本方針、県の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

「学校いじめ防止基本方針」を定める意義としては、

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・いじめた児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめた児童生徒への支援につながる。

ということがある。

② 「学校いじめ防止基本方針」の内容

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめの事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、児童・生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処等、いじめの防止等に係る内容であることが必要である。

よって、「学校いじめ防止基本方針」には、次のような内容を盛り込むことが望ましい。

【「学校いじめ防止プログラム」の策定】

いじめに向かわない態度・能力の育成等をはじめとしたいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図るなど、「学校いじめ防止プログラム」を策定する。

【「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定】

アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなどといった、具体的な取組を盛り込む。

【「学校いじめ対策組織」の活動内容】

「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載する。

【いじめた児童生徒への対応方針】

いじめた児童生徒に対する成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

【「学校いじめ防止基本方針」の点検】

より実効性の高い取組を実施するため、「学校いじめ防止基本方針」が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、「学校いじめ防止基本方針」に盛り込む。

③「学校いじめ防止基本方針」の評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

④「学校いじめ防止基本方針」策定の留意点

【保護者、地域住民、関係機関等との協議と連携】

「学校いじめ防止基本方針」を策定するに当たっては、「学校いじめ防止基本方針」策定後、学校の取組を円滑に進めていくためにも、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ねながら、具体的ないじめの防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

【児童生徒の主体的かつ積極的な参加の確保】

児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

【「学校いじめ防止基本方針」の周知】

策定した「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページへの掲載やその他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2)「学校いじめ対策組織」の設置

①「学校いじめ対策組織」の役割

各学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」を置く。これにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで、複数の目による状況の見立てが可能となる。

「学校いじめ対策組織」には、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等を交えて対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（「学校いじめ防止プログラム」等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次のとおりである。

【未然防止】

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

いじめの早期発見のためのいじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

また、いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。その際、いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有とともに、関係児童生徒に対するアンケートや聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

さらに、いじめられた児童生徒に対する支援やいじめた児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携・対応を組織的に実施する。

【情報収集・共有】

「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。

「学校いじめ対策組織」は、当該組織に集められた情報を、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、学校として、「学校いじめ防止基本方針」や早期発見・事案対処のマニュアル等において、いじめの情報提供の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であるため、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

【「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組】

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。また、「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

さらに、「学校いじめ防止基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能

しているかについての点検を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しも行う（P D C Aサイクルの実行を含む）。

② 「学校いじめ対策組織」の周知

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「学校いじめ対策組織」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が明確に捉えられるような取組（例えば、全校集会の際に、「学校いじめ対策組織」の教職員が、児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、「学校いじめ対策組織」は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにする。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際には、児童生徒が「学校いじめ対策組織」の存在やその活動内容等について、具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

③ 「学校いじめ対策組織」を構成する職員

「学校いじめ対策組織」を構成する教職員については、学校の管理職や主幹教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、「学校いじめ対策組織」に児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画するような人員配置をする。

このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

【児童生徒による活動】

いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという事実を

踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

【「授業づくり」や「集団づくり」】

児童生徒一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。

【いじめを抑止する行動】

児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努める。

【互いを認め合う人間関係づくり】

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

【教職員の指導の在り方】

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② いじめの早期発見

【いじめの認知】

いじめは大人の目が届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめの可能性を疑い、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

【いじめの把握】

学校は定期的なアンケートや個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。その際、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

また、教職員は、アンケートや個人面談において、児童生徒が、自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては、かなりの勇気を要するものであることを理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒の態度や表情から敏感にいじめを把握するとともに、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

【いじめを認知したときの対応】

学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに、「学

校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

【いじめられた児童生徒といじめた児童生徒への対応】

「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒を徹底して守り通す。また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

その際、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

i) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者、又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合には、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

ii) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめられた児童生徒といじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

【警察との連携】

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが、含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

4 県立学校及び私立学校における重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の発生と報告

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（法第28条第2項）

① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて、私立学校は私立学校主管部局を通じて、知事へ、事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

① 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会（私立学校においては当該私立学校の設置者である学校法人。以下「県教育委員会等」という。）に報告し、県教育委員会等は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、県教育委員会等が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと県教育委員会等が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会等において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、県教育委員会等は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

② 調査を行うための組織

県教育委員会等又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等による参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

県立学校における調査において、県教育委員会が調査主体となる場合は、県教育委員会の附属機関「栃木県いじめ問題対策委員会」により調査を行う。なお、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は

特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、学校が調査の主体となる場合は、調査の迅速性を図るため、学校に置かれている「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と県教育委員会等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合】

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒には、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

また、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくよう努める。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることに より、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、県教育委員会等は、情報の提供について、学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすよう報道関係者に協力を求める。

（3）調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

県教育委員会等又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、県教育委員会等又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るような

ことがあってはならない。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

学校が調査を行う場合においては、県教育委員会等は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、県立学校は県教育委員会を通じて、私立学校は私立学校主管部局を通じて、知事に報告する。なお、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(4) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

① 再調査

県立学校で発生した重大事態について報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定により、また、私立学校で発生した重大事態について報告を受けた知事は、法第31条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、外部有識者による第三者機関により調査を進める。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。私立学校の場合、知事は、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。その際、個人のプライバシーに十分配慮する。

5 その他重要事項

(1) 基本方針の見直し

県は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国の状況等を勘案して、県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」等の策定状況の確認と公表

県は、市町における「地方いじめ防止基本方針」及び県立学校における「学校いじめ防止基本方針」について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。